

令和3年大雪災害における上越市災害義援金配分委員会

次 第

と き：令和3年4月26日（月）午後3時～

と ころ：上越市役所木田庁舎3階301会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 義援金配分委員会の設置について

資料1

5 委員紹介

資料2

6 委員長及び副委員長の選任

資料3

（以下、非公開）

7 審 議

(1) 配分計画について

議案1、別紙1

(2) その他

8 閉 会

## 災害義援金配分委員会の設置について

『上越市地域防災計画（自然災害対策編、第 2 部風水害対策、第 3 章災害応急対策計画、第 50 節義援金の受入れ・配分）』に下記のとおり規定

### (3) 義援金の配分

#### ① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

#### ② 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員は、「上越市社会福祉協議会」、「上越市町内会長連絡協議会」、「上越市民生委員児童委員協議会連合会」及び「その他市長が必要と認める団体」の構成員のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

#### ③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

#### ④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

#### ⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、市長に報告後、報道機関等を通じて公表する。

## 令和 3 年大雪災害における上越市災害義援金配分委員会 委員名簿

区分	団 体 名	職名	委 員 名
1 号	上越市社会福祉協議会	会長	橋本 眞孝
2 号	上越市町内会長連絡協議会	会長	阿部 利夫
3 号	上越市民生委員児童委員協議会連合会	会長	松本 新一

## 上越市災害義援金配分委員会設置要綱

## (設置)

第1条 上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、上越市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (設置期間)

第2条 委員会は、災害発生時において義援金の寄託を受けたときから義援金の配分を決定するまでの間、設置する。

## (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 義援金の配分の対象及び基準に関すること。
- (2) その他義援金の配分に関し市長が必要と認めること。

## (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる団体の構成員のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越市社会福祉協議会
- (2) 上越市町内会長連絡協議会
- (3) 上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会
- (4) その他市長が必要と認める団体

## (委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席等)

第8条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から実施する。